

熊本県立青少年の家の管理運営に関する協定書（案）

熊本県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、熊本県立青少年の家条例（平成9年熊本県条例第42号。以下「条例」という。）第10条第1項の規定により指定管理者として指定された乙が行う青少年の家4施設（以下「青少年の家」という。）の管理及び運営に関する業務（以下「管理業務」という。）について、次の条項により協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、条例第10条の規定により指定管理者として指定された乙が行う青少年の家の管理・運営業務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（管理業務の範囲）

第2条 甲は、条例第11条の規定に基づき、次に掲げる管理業務を乙に行わせる。

（1） 条例第3条各号に掲げる業務

（2） 青少年の家の施設等（青少年又は青少年育成指導者等の研修のための施設及び設備をいう。以下同じ。）の利用の許可に関する業務

（3） 青少年の家の施設等の維持及び修繕に関する業務

（4） 前3号に掲げるもののほか、指定管理者が青少年の家の管理上必要と認める業務

2 前項各号に掲げる管理業務の細目は、別記1「熊本県立青少年の家管理運営業務要求水準書」に定めるとおりとする。

（管理物件）

第3条 管理業務の対象となる施設及び物品（以下「管理物件」という。）は、別に甲が提示する財産台帳及び物品台帳に記載するとおりとする。

2 乙は、管理物件を常に善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

3 甲は、甲が支払う委託料により本協定第13条別記2のリスク分担表に定めた責任の範囲で乙が購入した財産のうち、青少年の家の施設運営に特に重要な物品等については、乙の承諾を得て甲に無償で帰属させることができる。

（乙の責務）

第4条 乙は、青少年の家が円滑に運営されるよう、条例及び熊本県立青少年の家条例施行規則（平成10年熊本県教育委員会規則第3号）のほか、次に掲げる規程及びこの協定の定めるところに従い信義に沿って誠実に管理業務を履行しなければならない。

（1） 地方自治法（昭和22年法律第67号）その他の行政関係法令

（2） 労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）その他の労働関係法令

（3） 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）、水道法（昭和32年法律第177号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）、消防法（昭和23年法律第186号）、電気事業法（昭和39年法律第170号）その他管理物件の維持管理又は保守点検に関する法令

（4） 個人情報保護に関する法律、同施行令、同施行規則

2 乙は、次に掲げる事項に留意し、管理業務を履行しなければならない。

（1） 管理物件の管理の実施に際し知り得た個人情報の保護を図るため、個人情報の保護に関する法律第66条第2項第2号の規定に従い、本協定第26条において定める安全確保の措置を講じること。

（2） 施設の使用に係る許可承認等行政処分相当する権限を行使するときは、熊本県行政手続条例（平成7年熊本県条例第53号）第2章の規定を遵守すること。

（3） 管理業務を行うに当たり作成し、又は取得した文書は、これを適正に管理し、5年間保存すること。なお、本協定第10条第1項に規定する指定期間を過ぎた後も同様とすること。

- (4) 管理業務の実施に当たっては、省エネルギーの徹底と温室効果ガスの排出抑制に努めるとともに、廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進及び適正処理に努めること。
- (5) 管理業務の実施に当たっては、環境負荷の軽減に配慮した物品等の調達（グリーン調達）に努めること。
- (6) 熊本県中小企業振興基本条例（平成19年熊本県条例第39号）及びくまもと地産地消推進県民条例（平成21年熊本県条例第8号）の制定趣旨を踏まえ、公の施設の管理者としてその責務を果たすべく努力すること。

3 乙は、施設利用者の被災に対する第一次責任を有し、施設又は施設利用者に災害があった場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

4 乙は、管理業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

（教育的機能向上のための指示等）

第5条 青少年の家の教育的機能を最大限発揮するため、甲は、乙が行う管理業務に関して助言及び指導を行い、又は必要な指示を行うことができる。

（休所日）

第6条 乙は、条例第4条に定めるほか、甲の承認を得て、年間50日以内で必要な日数の休所日を定めることができる。

（利用料金）

第7条 乙は、令和9年（2027年）3月末までに令和9年度（2027年度）以降の利用料金を設定し、知事の承認を得なければならない。ただし、令和9年度（2027年度）の利用料金は条例第8条別表（令和9年4月1日施行）の利用料金と同額とする。

2 乙は、本協定第10条第2項に規定する事業年度の途中で当該年度の利用料金を変更してはならない。

3 乙は、利用料金を変更しようとするときは、対象事業年度の前年度の8月末日までに、甲の承認を得なければならない。

4 利用料金の減免及び還付については、前3項の規定を準用する。

（その他の料金等）

第8条 乙は、食事料金その他の料金等を設定しようとするときは、その都度甲の承認を得なければならない。変更の場合も同様とする。

（事業の実施）

第9条 甲は、乙に対して、甲が必要と認める青少年の健全育成等を目的とした事業の実施を要請することができる。

（指定の期間）

第10条 甲が乙を指定管理者として指定する期間（以下「指定期間」という。）は、令和9年（2027年）4月1日から令和14年（2032年）3月31日までとする。

2 管理業務に係る事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（委託料）

第11条 管理業務の委託料（以下「委託料」という。）の額は、次の表のとおりとする。

対象年度	委託料の額
令和9年度（2027年度）	金〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円）
令和10年度（2028年度）	金〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円）
令和11年度（2029年度）	金〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円）
令和12年度（2030年度）	金〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円）
令和13年度（2031年度）	金〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円）

2 甲は、事業年度の当初に乙と協議した上で前項の表に定める委託料の事業年度ごとの

支払計画を定めた計画を作成し、その計画に従って、乙は書面により委託料を請求するものとする。

3 甲は、前項の規定による適法な請求書を受領した日から30日を経過する日までに委託料を前金払により乙に支払うものとする。

(委託料の額の変更)

第12条 委託料の額を変更すべき特別な事情が生じた場合は、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

(リスク分担)

第13条 管理業務に係るリスク分担については、別記2「リスク分担表」のとおりとする。

2 前項のリスク分担に疑義がある場合又は同項に定めるリスク分担以外の不測のリスクが生じた場合は、甲乙協議の上、リスク分担を決定する。

(5か年計画の提出)

第14条 乙は、次に掲げる内容を記載した令和9年度(2027年度)から令和13年度(2031年度)までの5か年計画を策定し、令和9年(2027年)3月末日までに甲に提出しなければならない。

- (1) 5か年で達成する目標
- (2) サービス向上に向けた取組
- (3) 経費縮減に向けた取組
- (4) 職員研修計画
- (5) その他甲が必要と認める事項

2 甲は、前項の5か年計画が提出されたときは、内容を審査し、乙に対して必要な指示をすることができる。

(事業計画等の提出)

第15条 乙は、事業年度の2月末日までに、当該事業年度の翌事業年度の管理業務に係る事業計画書を甲に提出しなければならない。ただし、令和9年度(2027年度)の事業計画書については、令和9年(2027年)3月末日までに甲に提出しなければならない。

2 前項の事業計画書に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 管理業務に係る運営体制
- (2) 管理業務として実施する事業の概要及び実施する時期
- (3) 管理業務に係る経費の総額及び内訳
- (4) その他甲が必要と認める事項

3 乙は、事業計画書の内容を変更する必要があるときは、速やかにその変更内容を記載した事業計画書を甲に提出するものとする。

4 甲は、第1項及び第3項の事業計画書が提出されたときは、内容を審査し、必要な指示をすることができる。

(業務報告)

第16条 乙は、毎月終了後20日以内に管理業務に係る管理運営月報を甲に提出するものとする。

2 前項の管理運営月報に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 管理業務の実施状況(管理物件の点検を含む。)
- (2) 青少年の家の利用状況(利用者数等が増減した場合、その考えられる要因を含む。)
- (3) 管理業務の収支状況(第8条の規定に基づき設定したその他の料金等の収支を含む。)
- (4) その他甲が必要と認める事項

3 甲は、管理業務の適正を期するため、乙に対し、前項各号に掲げる事項のほか管理業務及び管理業務に係る経費の収支の状況に関し必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(事業報告)

第17条 乙は、事業年度終了後2か月を経過する日までに管理業務に係る事業報告書を甲に提出し、その承認を得なければならない。

2 前項の事業報告書に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 管理業務の実施状況
- (2) 青少年の家の利用状況
- (3) 青少年の家の利用料の収入の実績
- (4) 管理業務に係る経費の収支決算
- (5) その他甲が必要と認める事項

3 甲は、施設の良い状態を確保するため、管理業務の水準を表す適正な指標を設定するものとする。

4 乙は、第1項の事業報告書と併せ、前項の指標に対する管理業務の進捗状況を記載した書面を甲に提出しなければならない。

5 乙は、管理業務に係る経費の収支に関する帳票その他管理業務に係る記録を整備し、常に管理業務に係る経理を明らかにしておくとともに、甲が必要と認めるときは、その求めに応じ状況を報告しなければならない。

(情報公開)

第18条 乙は、青少年の家の管理及び運営に関する情報の公開を行うため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(指定の取消し等)

第19条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、指定管理者としての指定を取り消し、又は管理業務の全部若しくは一部の実施を停止させ、支払った委託料の全部若しくは一部を返還させ、及びこれらにより生じた損害の賠償を命じることができる。

- (1) この協定に違反したとき。
- (2) 管理業務の処理が著しく不相当であるとき。
- (3) 乙の代表者等が指定管理者からの暴力団排除に関する合意書2に定める排除措置の対象者であるとき。
- (4) 青少年の家の指定管理者の募集要項に定めた参加資格に掲げる要件を欠くこととなったとき、財務状況の悪化等により事業の履行が確実でない認められるとき、又は社会的信用を著しく損なうなど乙が指定管理者としてふさわしくないとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、乙が青少年の家の指定管理者として管理業務を継続して実施することが適当でないとき。

2 乙が、この協定を指定期間内に解除しようとするときは、その3か月前までに甲の承認を得なければならない。

3 甲は、第1項各号に掲げる場合のほか、必要があるときは、管理業務の全部又は一部を廃止することができる。この場合においては、甲は、廃止しようとする日の30日前までに乙に通知しなければならない。

4 前2項の規定により、この協定が解除され、又は管理業務が廃止された場合における損害の賠償については、甲、乙協議して定める。

(天災等による施設供用の休止等)

第20条 甲は、天災その他やむを得ない事由により青少年の家の全部又は一部を利用させることができないと認めるときは、青少年の家の全部又は一部の供用を休止するため、この指定管理者としての指定を取り消し、又は管理業務の全部若しくは一部の実施を停止させることができる。甲が青少年の家を武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律で定める避難施設として指定し、武力攻撃事態等の避難施設として使用する場合についても、同様とする。

2 乙は、前項に規定する事由により青少年の家の全部又は一部を利用させることができないと認めるときは、甲の承認を得て青少年の家の全部又は一部の供用を休止することができる。

(大規模災害等の発生に伴う経費の負担等)

第21条 乙は、大規模災害等の不可抗力の発生に起因して乙にあらかじめ定められた管理業務に係る経費以外の負担が発生した場合、その内容及び程度の詳細を記載した書面をもって甲に報告するものとする。

2 甲は、前項の報告を受けた場合、施設の被害状況等の確認を行った上で乙と協議を行い、当該経費の負担を決定するものとする。

(原状回復義務)

第22条 乙は、指定期間が満了したとき、又は指定管理者としての指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった管理物件の全部若しくは一部を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、甲の承認を得たときは、この限りではない。

(損害の賠償)

第23条 乙は、管理業務の実施に当たり、乙の責めに帰すべき事由により甲又は第三者に損害を与えた場合は、損害を賠償しなければならない。

2 前項に規定する場合において、損害を受けた第三者の求めに応じ甲が損害を賠償したときは、甲は乙に対して求償権を有するものとする。

(保険契約)

第24条 乙は、甲が指定する期日までに、自己の負担により損害賠償責任の履行の確保のため、履行保証保険契約（以下この条において「保険契約」という）を締結するものとする。

2 乙は、前項の規定により履行保証保険契約を締結したときは、当該保険契約に係る保険証券の写しその他の契約内容を証する書面を、遅滞なく甲に提出するものとする。

3 乙が第1項の保険契約の変更を行ったときは、前項の規定を準用する。

(管理業務の再委託)

第25条 乙は、あらかじめ甲の書面による承諾を得て、管理業務の一部の実施を第三者に委託し、又は請け負わせることができる。ただし、管理業務の全部の実施を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 前項の規定により乙が管理業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合においては、当該管理業務の一部に関して、当該第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害は、乙の責めに帰すべき事由により生じた損害とみなす。

(個人情報の保護)

第26条 乙は、管理業務を実施するに当たっての個人情報の取扱いについては、別記3「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(管理物件以外の青少年の家の使用)

第27条 乙は、管理物件以外の青少年の家の施設、設備及び物品を使用するときは、甲の承認を得なければならない。

(重要事項の変更の届出)

第28条 乙は、定款、事務所の所在地、代表者等の変更等を行ったときは、遅滞なく甲に届け出なければならない。

(書類の提出)

第29条 乙は、管理業務に必要な諸規則及び非常時の体制を整備し、これを甲に届け出なければならない。

(業務の引継ぎ等)

第30条 乙は、指定期間が満了し、又は指定管理者の指定を取り消されたときは、円滑に

かつ、支障なく管理業務の実施が継続できるよう、甲又は甲が指定する者に対して、管理業務の引継ぎを行わなければならない。

2 甲が新たに指定管理者の募集等を行う場合において、乙は、甲の求めに応じて、管理業務の実施状況等に関する情報を提供しなければならない。

(協定の改定)

第31条 管理業務に関し、事情が変更したとき、又は特別な事情が生じたときは、甲乙協議の上、この協定を改定することができる。

(協議)

第32条 この協定に関し疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和 年 (年) 月 日

甲 熊本県
 熊本県教育長 ○○ ○○

乙